

# 「千葉県介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析事業」に係る業務委託募集要項

## 1 事業名称 「千葉県介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析事業」業務委託

## 2 業務の目的

市町村が介護保険事業計画を策定する際に実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）のデータを分析することで、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて地域診断等に取り組む市町村を支援するとともに、県として広域的な課題の抽出及び市町村支援における重点施策を整理し、介護予防・日常生活支援総合事業など地域支援事業を中心とした取組のさらなる充実・強化を支援する。

## 3 委託業務の概要

### （1）業務内容

別添「千葉県介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析事業」企画提案仕様書のとおり

### （2）履行期間

業務委託契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

### （3）委託金額

4,946,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 応募資格

業務を適切に実施できるもので、次の全ての要件を満たす企業・団体とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- （3）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- （4）特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （5）暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## 5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和8年5月7日（木）から 5月22日（金）まで
質問受付期限	令和8年5月14日（木）午後5時まで
応募書類等提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時まで

審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和8年6月上旬から6月中旬までの いずれか1日
結果通知	令和8年6月下旬～7月上旬 (各応募者に文書で通知します。)

## 6 応募方法

### (1) 応募書類

応募に際しては、以下の書類を提出すること。

ア 申込書(様式1)

イ 団体概要(様式2)

次の資料を添付すること。

(ア) 定款又は規約

(イ) 直近2事業年度の事業報告書、決算書

(ウ) その他様式は問わないが、団体等の概要を明記したもの。

ウ 企画提案書(様式3)

エ 見積書(様式4)

※委託にかかる全ての費用を含むこと。

オ 確認書(様式5)

### (2) 提出部数 各正本1部、写し8部

### (3) 提出上の注意

ア 提出書類は、A4判・縦置きサイズで両面印刷とすること。

イ 提出書類は、左端に2穴を開けて綴じること。

### (4) 提出方法

持参又は郵送

### (5) 提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時(必着)

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

## 7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布します。

また、千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページからダウンロードすることもできます。

## 8 選考方法

「業務委託に係る選考委員会」(以下、委員会という。)において、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより応募者からの企画提案内容等を審査し、最優秀提案者を選考します。

### (1) 審査方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た応募者を最優秀提案者

とします。

評価項目	審査内容
業務に対する認識	提案内容が本事業の意図と合致しているか。
同種の事業に関する実績	過去に同種・類似の事業の実績を豊富に有しているか。
	過去の同種・類似の実績で成果をあげているか。
委託業務実施体制	業務を実施できる組織や体制が整っているか。
業務の実施方針	業務目的を達成できる内容となっているか。
	業務内容が、市町村の活動に活かせる内容となっているか。
	市町村の理解を深められるよう工夫されているか。
	集計方法及び分析の視点は適正か。
経費	見積額の算定根拠や内訳が的確か。
	適正な算定方法と認められ、かつ、金額は妥当か。
	費用対効果に優れているか。

## (2) 結果通知

選考結果については、前記審査に参加した全ての応募者に文書で通知するとともに、最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開します。なお、最優秀提案者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しません。

## 9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応します。

### (1) 受付期間・方法

令和8年5月14日（木）午後5時までに電子メールで問い合わせてください。

その際、件名を「【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務】（事業者名）」とし本文中に質問を簡潔に記載してください。

### (2) 質問の回答

質問のあったすべての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載します。

## 10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

### (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書（様式4）の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載があった場合又はその金額が訂正されていた場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、委員会が失格であると認めた場合

#### 1 1 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき提出案件を公開する場合があります。

#### 1 2 企画提案書等の問い合わせ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班（担当者：根本）

TEL 043-223-2328

FAX 043-227-0050

E-mail [ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp)